六　太陽電池発電所であって、次条第四号の三ハの設備を有するもの	○・三二
七　太陽電池発電所であって、次条第四号の二ニの設備を有するもの	○・三六
八　太陽電池発電所であって、次条第四号の三ニの設備を有するもの	○・三三
九　次条第七号及び第八号の需要設備（小規模高圧需要設備を除く。）	○・六

第四条第四号中「毎年二回以上」を「六月に一回以上」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四の二　太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（次号に規定する場合を除く。）の当該設備にあっては、前号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ　保安上の責任分界点から逆変換装置の系統側接続箇所までの設備（以下「受変電設備」という。）であって、第六号本文又は第九号の需要設備に準ずるもの　四月に一回以上

ロ　受変電設備であって、第六号ただし書の需要設備に準ずるもの　六月に一回以上

ハ　受変電設備であって、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの　三月に一回以上

ニ　受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。）　二月に一回以上

四の三　太陽電池発電所が次に掲げる設備を有する場合（当該太陽電池発電所に異常が生じた場合に安全かつ確実に停止させるための十分な監視体制が確保されていると認められるときに限る。）の当該設備にあっては、前二号の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ　受変電設備であって、第六号本文又は第九号の需要設備に準ずるもの　五月に一回以上

ロ　受変電設備であって、第六号ただし書の需要設備に準ずるもの　六月に一回以上

ハ　受変電設備であって、第七号イからホまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高いもの又は低圧受電のもの　四月に一回以上

ニ　受変電設備（イからハまでに掲げるものを除く。）　三月に一回以上

附則第一条中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

附則第二条を削り、附則第一条の条番号を削る。

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○経済産業省告示第六十五号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに第五十六条の表第四号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の⑴並びに同項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中⑴の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百号（小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

第一条第三号中「法」を「方」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　次のいずれかに該当するもの（第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するものを除く。）

イ　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）

ロ　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの

ハ　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの

ニ　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○経済産業省告示第六十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

第四条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」を「平成二十六年三月三十一日以前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第六条第一項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に改め、「回避可能費用単価」の下に「（以下この条において単に「回避可能費用単価」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　平成二十六年四月一日以後に認定を受けた発電に係る特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定に係る回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額について一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり一〇・一〇円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり九・二五円
東京電力株式会社	一キロワット時当たり一一・七九円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり九・〇八円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり七・〇一円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり一〇・四八円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり七・八五円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり八・六七円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり九・六五円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり九・〇一円

二　特定電気事業者及び特定規模電気事業者　次のイに掲げる額をロに掲げる額により増額又は減額したもの

イ　一キロワット時当たり一〇・一一円

ロ　各一般電気事業者が一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条の規定の例により燃料費調整を行った各月の額を前項第二号ロの表の割合により加重平均した額

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十六年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。